

家持の「子ら」

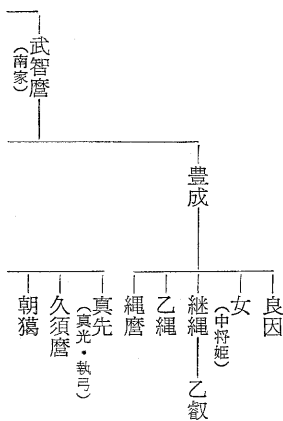
——「藤原二郎」に触れて——

家持の作品に子供が登場するのは、「忽に枉疾に沈み、殆に泉路に臨む。よりに歌詞を作りて、悲緒を申ぶる一首短歌を并せたり」(巻十七、三九六—三九六四)に、「妹も兄も 若き児どもは 彼此に 騒き泣くらむ」とあるのと、亡妾歌の反歌に「時はしも何時もあらむを情いたく去にし吾妹か若子を置きて」(巻三、四六七)とあるのと二つである。家族といったところで、今日のように夫婦同居の生活をいとなむわけではないから、子に対する関係もおのずから差がある。家持と親母との関係がとらえがたいのなどもそうしたことによる。枉疾歌の場合、奈良に残してきた妻坂上大嬢を対象として歌い、それに付伴して子供が歌われているのであるから、その子供は佐保の宅で親子ともども生活している子供である。貴族のあいだでは、若いころでも夫婦同居の生活をしている例がままあったようで、坂上郎女によってとりもた

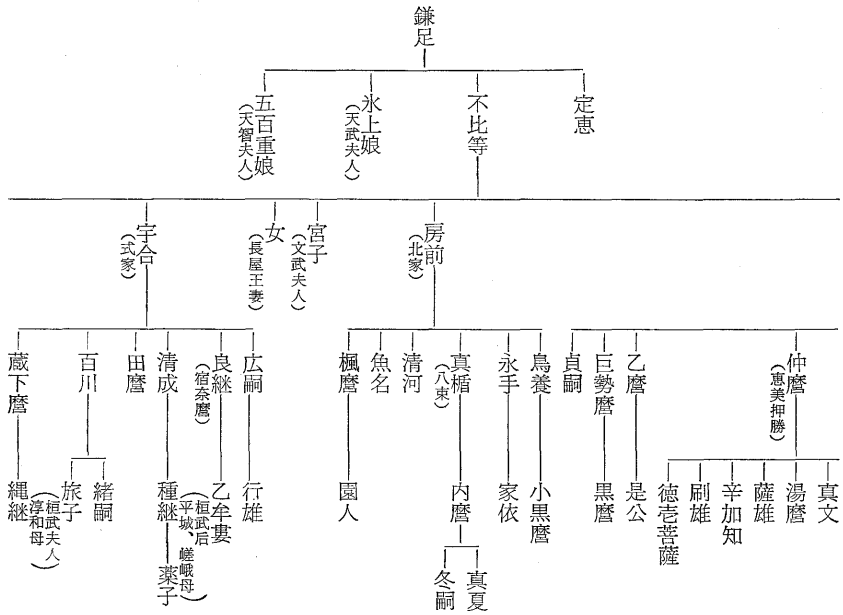
川口常孝

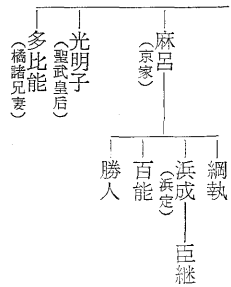
れた家持夫妻は、家持の坂上の里通いがすんだあととは、佐保の宅で同居していたのである。子供は、歌のうえで「妹も兄も」と歌われていて、それが「若き児ども」ということばによって置き変えられるが、この二つの語句をイコールで結んでよいかどうかは、必ずしも明らかでない。つまり、「児ども」は兄と妹の二人だけであったと解してよいかどうかである。雅澄は、「和可伎児等毛波は、その息男息女等の中に、幼年なるは、と云なるべし」といっている。だが、家持はこの作歌のとき三十一歳であり、坂上大嬢との交情が復活したのが天平十一、二年(七三九、七四〇)ごろと考えられるから、その計算でいけば長子は十歳に満たない子である。子供がたくさんいたとしても、全部が幼年者であって、雅澄の解は少し無理なようである。なお、「家持の子には、永主のあることが知られるが、既に生まれていたかどうかは

不明である」^(注2)、また「家持の子で、その名の伝わっているのは永主だけで、その他は知れない。『兄』も永主であるかどうかわからない」^(注3)と、長歌の「兄ども」と史乘の永主とを直接に結びつけがたくする意見もあるが、「統紀」、延暦四年八月家持が死んだ後のことを記したところに息永主の名が見える。この妹も兄もとあるのは、永主及びその姉妹であらう。家持はこの年既に二十九歳であったから二、三人の子供があつたのである^(注4)という見解もあつて、諸家、必ずしも一様には解していない。『統日本紀』の記事というのは、家持死伝に「其息永主等」とあるもので、家持息男の名前はこの永主一人しかあらわれないから、「妹も兄も」の「兄」は永主と考えてよいのであらう。契沖は早く「イモ、セモトハ、家持ノ子ノ男子女子ナリ。男子ハ統日本紀ニ子息永主等並



家流焉トアリ」^(注5)といった。これに従うべきものと思われる。また、「妹」は、契沖が右文につづいて、「女子ハ此集第十九云。右大伴宿祢家持中、智南右大臣家藤原二郎之喪、慈母患也。見エタル事カクノ如シ」といっており、当該「挽歌一首短歌を并せたり」(卷十九、四二四—四二一六)の左注の「智南右大臣家の藤原二郎」を読み解けば、藤原南家から出て右大臣である人物の第二子が家持の智であったことになる。つまり、その二男坊に家持の子の「妹」の方(「兄」に対して)が嫁いでいたのである。この挽歌は、家持が、その智の母の死を傷んで作ったものである。問題は、その第二子が誰かということである。南家の祖は武智智であり、右大臣はその長子の豊成である。そこまでは見易い。さて、それ以後を説明するために、藤原氏の系図を掲げよう。





これで見ると、豊成の第二男子は継繩であつて、異論の生ずる余地がないかに見える。そのことを云々する前に、もう一歩手前で確認しておかなければならないのは、継繩を第二子に配したこの系図自体に誤りがないかということである。これは、『日本後紀』延暦十五年（七九六）七月十六日の継繩薨伝に、「継繩者、右大臣從一位豊成之第二子也」と明記があつて、信ずるに足る。『尊卑分脈』も二男に配して、左注に「母同良因」と記し（良因のところには「母從五上路人虫麿女」とある）、『公卿補任』は、「右大臣豊成之二男。母從五位上路人山麿女。神龜四年丁卯生」のごとく注している。これらによつて、「藤原二郎」を継繩とする主張は十分成立するのであり、家持の「挽歌」に歌われている女性が、路人虫（山）麿の女であることもわかるのである。この継繩説は、井上通泰博士が、「南右大臣は藤氏南家の豊成なれば其二郎といへるは後の右大臣継繩ならむ。継繩は此時

二十四歳、其母は路人虫麿の女なり」といわれたのが最初であつて、それまでは長く不明のままに放置されて来たのである。こうして問題は解決したかに見えたが、今度は新たに藤原久須麿説が、武田祐吉博士によつて提出されることになつた。博士はいわれる、「継繩は延暦十五年に七十歳で薨じたから、（当該挽歌の制作された）天平勝宝二年には二十三である。継繩の室は百濟氏で、：：天平宝字六年に継繩と（室）明信との間に藤原乙叡を生んでゐる。勝宝二年と宝字六年との間には十年以上のへだちがあるから一概には言へぬが、継繩に大伴氏の室があつたことは伝はらぬ。万葉集中、ほかには継繩の名は一も見えない。豊成の名は天平十八年正月、内裏の雪の宴の記事に見えるが、歌は遺つてない。卷十九の藤原二郎といふのは、豊成の弟押勝の第二子なる久須麻呂を指すものと考へられる。当時押勝の家をその兄の名によつて称してゐたものであらう。これに對しては、幾

つかの反論が提出された。すなわち、鴻臚盛広氏はいわれる、「押勝はこの頃は太納言であつたので、右大臣は豊成であつたのだから、ここに右大臣とあるからは豊成と見なければならぬ。縦令、押勝を南家と称するとしても、右大臣家と記す筈はない。豊成がこの時その妻を亡つたのである。家持はこの年、三十三歳と思はれるが、既に年頃の娘があつて、豊成の二男に嫁してゐたのである」^(注8)。また、土屋文明氏はいわれる、「その家の二郎といふのは、豊成の二男繼繩を指して居ると見なければならぬ。繼繩の妻は乙叡の母百濟王明信が伝へられて居るが、同じ繼繩の子真葛の母を尊卑分脈に『太納言伴投女』としてゐるのは、中納言伴家持女の誤と推定するにさう無理がないから、此の真葛の母、即ち家持の女の智として繼繩が通つて居たものであらう。家持は天平十一年にミドリ子があるが、それを三歳としても、その子なら此の頃は十四位だから、もっと早い女子があつたのであらう。繼繩は後に右大臣まで上つた者であるが、此の時は二十四であつたといはれる。真葛は宝龜五年に正六位下から従五位下に叙せられ居り、繼繩の正嫡らしい乙叡よりは叙位の様子から年長らしく見える。此の勝宝二年少し前に生れたと見て年齢も合ふであらう」^(注9)。なおまた、尾山篤二郎氏はいわれる、「茲に右大臣とあるのは

勝宝元年四月拜命の豊成を指し、其二郎は繼繩^{つぐな}である。……此歌の作年時には家持三十四五歳、繼繩二十四歳、その妻の家持の妹留女が父旅人最晩年の子としても廿歳に達してゐたものとしてよからう。左註に単に聳と在って妹とは断つてゐないが、『尊卑分脈』武智麻呂流に、繼繩の長男兵部卿中衛大将中納言從三位乙叡^{おとせ}の母を尚侍從三位明信女とし、二男從四位上治部卿真葛の母を太納言伴投女とし、伴投の横に『摻人世』と註している事からさう解釈するのである。『伴投』の伴は大伴、投の上には『淡』が脱落したもので即ち旅人、文字が脱落している故わざわざ左側に『摻人也』(世は也の誤写)と註したものである。『摻』は詩の鄭風に『摻執子之衿兮』と見え、伝に『摻、擲也』と註してゐるが、嫺な手の由だから『テ』即ち『タ』と訓むより他はなく、摻人即ち旅人と云ふことになる。尤も『分脈』必ずしも誤謬が無いわけではないから一応これを家持の女子と考へ、永主の直ぐ下の妹で家持廿二歳くらゐの子とすれば、此時僅かに十三歳で少し稚過ぎ、もっと早い子即ち家持十八九歳の子とすれば、もう十六七歳になつてゐる訳だから己に婚期に達してゐた事になるが、妹の方とすれば『分脈』だけではあるが兎に角その傍証にはなる。其処で私は妹聳と解釈する。恐らくこの直感^(注10)は謬るまい。——いづれも

長い引用になったが、家持の娘聶（聶は婿の俗字）を継繩とするか久須磨とするかは、家持論にとって必ずしも軽々に属する事柄ではないので、あえてこれをしたのである。よく知られているように、家持は仲磨の実質的権力の確立期からその崩壊に至るまで、二十一年余を従五位上のまま放置されるのであり（ということは、彼が終始、反主流派の立場に立っていたことを意味する）、もし聶が久須磨であるならば、この間の事情に、改めて別角度からする考察が加えられなければならないことになる。しかし、おそらく、その要はあるまい。諸注が詳記しているように、藤原二郎は継繩であろう。以下に武田博士説批判の形でそのことを述べるが、ただその前に、（注9）、（注10）論者が引いている『尊卑分脈』の左注について一言を費やしておこう。すなわち、真葛の母についての記載である。これは諸本によって異同があり、「母大納言伴」までは同じく、以下は、「摺人世」（前田家所蔵訂正本）、「提女」（前田家所蔵一本）、「提女」（国立国会図書館支部内閣文庫本）、「投女」（故実叢書本）のごとくなっている。そして、『国史大系』本は、これに、「或当拠前田本系図作旅人女」と頭注をつけている。（注9）、（注10）論者は、ともに「母大納言伴投女」を採用し、（注10）論者は、これに「摺人世」の注がついているという。これは何本がその

ような形になっているのか詳らかにしがたいが、この「摺人世」は、（注10）論者のいうように「摺人世」ではなく、「摺人女」の誤写ではあるまいか。つまり、前田本系図が作るように、「母大納言伴旅人女」である。摺は擲で、「女の手のしなやかなさま」（注11）をいう語であるから、（注10）論者の言のごとく、テータと訓めるであろう。さて、問題はそのさきで、真葛の母が大納言伴旅人の女では、継繩は旅人の聶になって、家持の聶にはならぬのである。しかし、前掲『日本後紀』の継繩聶伝によれば、その享年は七十ということであるから、その出生は神亀三年（七二六）であり、旅人薨（天平三年、七三一）の五年前である。六歳ではとても旅人の聶にはなれない。よって、『尊卑分脈』の「大納言伴投女」を中納言伴家持女の誤りとする（注9）論者の所説は生かされてよいのである。

右を承認したうえで、武田博士説の批判に移る。まず第一は、久須磨が押勝の第二子であるという確証がないことである。『続日本紀』には、もとよりそのような文字はないし、『尊卑分脈』は仲磨の一男に配し、『公卿補任』も天平宝字八年（七六四）の条に、「從四位下藤原惠美朝臣訓儒磨九月十八日父押勝一男」と記している。にもかかわらず、武田博士がこれを第二子とされたのは（というより、

契沖以下が第二子としたのは^(注12)、『続日本紀』の昇叙・任免の記事が、天平宝字二年(七五九)六月の条で「……從五位上藤原惠美朝臣真光、從五位下藤原惠美朝臣久須磨呂、並從四位下」と書き、同八年(七六四)九月の仲磨誅伐の条で「其男正四位上真光、從四位下訓儒麻呂、朝獯、並為參議、……」と一族の繁栄を書いて、いずれの場合も仲磨子息の排行が、久須磨を第二子めいた位置に置いていたからである。この二つの記事は、上位者が真先、真光と違っているが、真光は執弓が「のち真光に改められたらしい(統紀宝字二・八条以降)。しかし真先(四284、十五131)、真前(十五131)ともあるので、真光は真先の伝写の誤りか、或は別人か^(注13)といわれるように、真光は『万葉集』にも作(巻三〇、四四八二)のある藤原執弓のことであるらしい。そうかといって、真光を真先(引用文のかっこ内の数字は『東大寺古文書』の巻数と頁数)の誤写としてしまうのはいかがであろう。『続日本紀』にも真先、真光の双方があること、右引用の紀文のごとくである。おそらく、これは『詩経』大雅、韓奕に「不顯^ニ其光^ニ」とあるのを、『鄭玄箋』が「光、猶榮也」といったように、「真榮」の意をもって「真幸」に読ましたものであろう。つまり、真光・真先(真前)同一人であって、それは『万葉集』にあらわれる藤原執弓の後の名で

ある。『東大寺古文書』(四)にも、「藤原真先^(光力)弓取」とあって、このことを裏つける(「弓取」は、名か、転倒かのいずれかであろう)。その排行は、『続日本紀』では久須磨の上長の位置に置かれているが、『尊卑分脈』は二男の位置に配し、『公卿補任』も天平宝字六年(七六二)の条で、「正四位上藤原惠美真光^{正位四日任。十二月一日叙。正。大前押磨二男。母三木房前女(正三位表比良姫)}」と書いている。このように二男であることが明瞭なのに、『続日本紀』が長子であるかのごとく取り扱っているのは、官位の昇進が兄久須磨より早く、上位者であったからである。天平宝字三年六月のとき真光の方が上位、参議任命のときも同様であったから、『続日本紀』の筆者は、記載法の当然として、真光、久須磨の順に書いたのである。それなら、真光(執弓)が天平宝字元年(七五七)五月、正六位上より從五位下に叙せられ、久須磨が遅れて天平宝字二年(七五八)八月に正六位下より從五位下に叙せられているのはどうしてかということが問題になろう。長子、次子、……の順に出身するのが普通だからである。そのとき、わたしたちのは、『東大寺古文書』(四)の前掲引用個所のすぐあとのとこに、「藤原久須万呂^{尊弁}」の文字の書かれていることを想い起こそう。つまり、久須磨には僧籍に入っていた一時期があったのである。長子が僧籍に入ることがは、

鎌足の長子定恵の例があり、異とするにあたらない。久須磨の淨弁は、天平勝宝七年（七五五）八月二十二日、私願經所写のために、東大寺写經所から六卷章、宗輪疏、田弘章各一部を借りたことが同じ『東大寺古文書』（四）に見えているから、このころ僧籍にあったことは疑いない。その後、幾年かして還俗し、官途につくことになつたのである。その時期が弟真光の出身よりはあとであつたために、『続日本紀』の記載のごとく、真光記事が先行し、かつ官位も真光の方が一足先を歩くことになつたのである。真光、久須磨、従四位下（このとき真光は二階を加算され、久須磨は三階を加算されている）で並び立つた後も、久須磨はずっと従四位下であるのに、真光は『公卿補任』が記すように二階を加算されて、参議任命後は正四位上になつている。真光にしる久須磨にしる、父仲磨政権下の特進であるが、それにしても真光の昇叙は早い。余程の人物であつたのであろう。久須磨の昇進が真光に追いつき得なかつたのは、まわり道の結果止むを得ないことで、それは久須磨も十分承知していたはずである。ただ、わたしたちとしては、久須磨の閨歴に淨弁なる一時期があつたことを記憶にとどめておきたいと思ふ。

以上によって、久須磨は仲磨の長子であつたことが首

肯されよう。『尊卑分脈』と『公卿補任』がともに第一子としたことは、それなりに理由があつたのである。繰り返しえば、久須磨の特殊な事情から真光の方がさきに出身し、かつ真光の昇叙が異例に早かつたために『続日本紀』の記載が真光長子の印象を与え、それが武田博士（契沖以下）に一種の誤断を与えたのである。なお、駄目押しの一事を追記すれば、同じく『続日本紀』が、延暦五年（七八〇）正月所載の坂上茹田磨（仲磨逆謀のとき、久須磨を射殺した）の薨伝中に、「（天平宝字）八年、惠美仲麻呂作_レ逆、先遣_三其息訓儒麻呂、邀_三奪鈴印_一」と書いており、仲磨が鈴印を奪うという最重要の行動を久須磨に命じたのは、久須磨が仲磨の長子であつたからであらう。あれこれ、久須磨第二子説は成立しないのである。したがって、通説に従つて作成された前掲の系図は、仲磨子弟の個所で真光と久須磨が入れ換えられなければならない。

久須磨が藤原二郎でありえないことが明らかになつたついでに、家持・久須磨間に交わされた応報歌を見ておこう。これまた、家持の子弟にかかわりがあるかも知れないからである。

大伴宿祢家持、藤原朝臣久須磨に報へ贈る歌三首

春の雨はいや頻降るに梅の花いまだ咲かなくいと若み

かも（巻四、七八六）

夢のごと思ほゆるかも愛しきやし君が使の数多く通へば（同、七八七）

末若み花咲きがたき梅を植ゑて人の言繁み思ひそわがする（同、七八八）

また家持、藤原朝臣久須磨に贈る歌二首

情ぐく思ほゆるかも春霞棚びく時に言の通へば（同、七八九）

春風の声にし出なばありさりて今ならずとも君がまにまに（同、七九〇）

藤原朝臣久須磨の来り報ふる歌二首

奥山の響かげに生ふる菅の根のねもころわれも相思はざれや（同、七九一）

春雨を待つとにしあらしわが屋戸の若木の梅もいまだ含めり（同、七九二）

古来、問題の多い歌である。まず、「三首」の題詞に「報へ贈る」とあるから、久須磨から家持に贈った歌があつて、それに答えたものであることがわかる。しかも、「三首」の第二首で「君が使の数多く通へば」といっているから、久須磨からの使者が再三に及んでいたものと受けとれる。それなら、久須磨は一体どんな用件なり目的なりがあつて再三の使者派遣に及んだのであろう

か。じつは、問題はそこから生じてくる。それに入り立つ前に、この贈答歌のなされたとき、両者の年齢はいくつぐらいであつたかを考えておこう。巻四は、普通には、家持越中赴任前の天平十六年（七四四）ごろまでの歌を収めたものであろうとされている。^(注14) おそらくそうであらうと思われ、この贈答歌の下限も恭仁京最後の年を下ることはあるまい。最後の年は天平十五年（七四三）である。贈答歌は一応梅の花を題材にして歌われており、「春（の）雨」、「春霞」、「春風」などもあるから、仮りに遷都翌年（天平十四年、七四二）の春のこととすると、家持二十六歳のときである。久須磨の年齢は不明であるが、『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月の条に、正六位下藤原朝臣久須磨に従五位下を授くとあり（前述）、この正六位下を大納言従二位仲磨の蔭階とすると、六考制で計算した場合は、従五位下の六年前の天平勝宝三年（七五二）が二十一歳、四考制で計算した場合は、従五位下の四年前の天平勝宝五年（七五三）が二十一歳となる（いずれも天平宝字二年の前年の八月から逆算）。いずれにしても、この計算でいくと、当該天平十四年ごろは十歳前後となつてしまう。仲磨全盛の時代であるから、蔭叙などという生ぬるい方法によることなく、いわば乱発に近い形で子弟・党与の人びとの叙任を取り扱つたであらう。

したがって、年齢の合法的算出は可能でもなく、意味もない。諸注が授徒五位下の記事を一応の目安にして、贈答歌のころを二十歳前後としているのは、まず妥当なる処理といえよう。このように、家持二十六歳、久須磨二十歳前後として、この歌の内容なり意味が探られなければならない。

さて、従前、はなはだ厄介なことがこの贈答歌について論じられている。さきに、久須磨の用件・目的は何であったかと問うたが、それは寓喩の実際から見て、一種の婚姻問題と解してよく、二十六歳と二十歳（としよう）の青年の間に、一体、どんな婚姻問題がありえたのかと、わたしたちもまた困惑の表情をもってこの討論に参加することになる。

困惑を感じるのは、それが三山歌式の恋愛事件ではないからである。どちらかがどちらかの家の童女（妹）をくれということであるらしい。古来の諸説をあげて、その性質を明らかにしよう。

A 家持能動説。その一、「此三首ヨリ下ノ久須麻呂ノ報贈ノ歌マテヲ通ハシ見ルニ、久須麻呂ノ家ニ童女ノ有ヲ、家持ノ思ヒ懸テ、其由ヲ久須麻呂ヘ読テツカハサレタリト見ユ。此ツ、キ天平十二年マテノ歌ト見ユレハ、久須麻呂ノ娘ニハ有ヘカラス。上ニ贈答有シ童女、

若ハ是ニヤ」。

その二、「まだいと若き女を恋ふるならむ。末の答歌に、吾宿の若木の梅と有からは、久須麻呂の妹などなるべし」。

その三、「若ハ久須麻呂ノ美少年ナルニツカハサレタルカ」。

B 久須磨能動説。次々の贈答の歌も「考ふるに、家持卿の家の童女に、久須麻呂のいひよりしなり」。

C 過剰相聞説。「前にも見える田村大嬢坂上大嬢間の相聞の如く、或は安倍虫麻呂坂上郎女の相聞の如く、相識者間の贈答が、恋愛相聞の歌の如き表現をとるのは時代の習俗であるから、之も単に梅花に寄せての、二青年間の日常起居の相聞と見るべきではあるまいか」。

Aの一には、「家持の思へるをとめのまたいとわかゝるをたとへてこたへしなり」・「久須万呂の家なるをとめを家持の恋おもふなる故殊更に人言のしげきをわふなり」・「末の答歌に、吾屋戸之若木乃梅毛とあるを思へば、久須麻呂の家にある童女などに思ひかけて、よみておくられるなるべし」のごとく同一意見があり、同三にも、「男色にめでて詠みかはせる歌とも聞ゆる」にも、「久須麻呂は、家持が同性の愛人であつたものと見える」

のごとく同意を述べるものがある。またBには、「この七首は実は久須麻呂の方から家持の女に言ひ寄つたのである。この説は万葉集攷証に始めて見えてゐる」のごとく賛成論がある。Cの「過剰相聞」という本稿の用語は少しく説明を要するが、C論者のことばを借りて簡単にいえば、「相識者間の贈答が恋愛相聞の歌のごとく過剰表現をとつたもの」ということである。これは恋愛関係ならざる異性間にもあるが、今の場合は男性同志のそれであり、しかも、Aの三のごとく男色にまでは至ることなく、表現の次元での過熱にとどまるものである。これには賛成論がない。その後の諸注・諸書も、大体、以上の諸説の範囲でそれぞれの見解を述べており、事実、これ以外の関係は想定されそうにない。

さて、それでは、A、B、C説のうちでどれが妥当かということになると、ありうべき自然さとしては、Bがもっともよく作品の真意を読みえているように思われる。ただ、家持の家の童女、というのはどういうことであろう。そもそも「童女」は、Aの一に述べられたものがあとあとまでも尾を引いたので、贈答歌それ自体からは、その女性が童女でなければならぬといわれも少しも感得されない。「いと若みかも」、「末若み花咲きがたき」等は、その女性の保護者が、ノーということをごとさら

に誇大滑稽化（真正の意味のフォーマル化）した表現として結構通用するのであって、童女にまでもっていかなければならぬ性質のものでは決してない。契沖——Aの一論者は契沖である——のこの童女論は、同一説（Aの三）の男色論とともに、年齢判断としても趣味としても、あまりに元祿好みになりすぎているように思われる。「令に掬ると婦人は十三歳から結婚を公許されてゐる。恐らくこの童女もその位の年配と見て可からう」というのが、童女論継承者によって示された具体的な年齢であるが、『養老令』が許可する結婚適齢者を童女と呼ぶのは矛盾であり、この童女論（少なくとも用語）は、当該贈答歌の論評からは撤回されるべきものであらう。事実、この歌の少女はそのような幼童ではなく、久須磨が申し込んだ当の対象は、家持の妹、いわゆる留女の女郎であつたらうと思われる。相手の身辺にいる童女を、くささい、まだ早い、といって歌を交わすとは、貴紳家の青年としてじじむさすぎる。もう少し年をとつた人間同志が、ある余裕をもってそれをするのならば話はわかるが、二十六歳と二十歳の青年が「数多く通」わす事柄としては、いかにも不適當である。家持の妹はこのとき十六歳であり、それへの申込みを久須磨がし、家持はそれを婉曲にことわっているのが今の場合である。十六歳と

いう年齢はまさに適齡であるが、それだけにまだねんね、
でとても、といつてことわることも滑稽の弄びとして可
能なのである。そう解すると(そう解さないで童女をめぐ
るやりとりとした場合も)、最後の久須磨の作品が問題に
なるが、「春雨を待つということであるらしい。わが家
の若木の梅も、まだつぼみのままで花を開かず(いま
(注26)す」というのは、家持のたびたびの「幼梅未だ開かず」
に呼応して、あなたのお氣持がよくわかりましたと、総
括的に了承を与えたものと解すべきである。この歌の前
に「ねもころわれも相思はざれや」とあるように、いい
加減ではなかった、これからも心は変わらないと、その
行為(心情)の純粹さをわれと保証しておいて、さて最
後に右の総括を与えたのである。このかぎりにおいて
は、久須磨は紳士である。家持がこの贈答歌を卷四の卷
末に置いたのは、いやな感じが、後味のわるさが、微塵
も残らなかつたからである。家持に「交遊と別るる歌三
首」(卷四、六八〇—六八二)があるように、家持は対人関
係に細かく心をすりくだいた人である。久須磨との関係
は、それが「別るる」に至らずしてすみえたので、その
安堵感がこの一連の卷末配置——そのことの生じた時点
のままにここに位置せしめて巻を閉ざす——を決定して
いるのである。

右を「藤原二郎」考に必要な文言に縮約すれば、藤
原久須磨は、広義の、家持の子弟ではない。継縄はたし
かに家持の舞であつたが、久須磨は家持の縁辺たるべく
許容を得るに至らなかつたのである。後、家持は、久須
磨の父仲磨によって長きにわたる苦杯を味わされること
になるが、それとこれとに合理のつなぎ目を作る必要は
ないであろう。また、十年後の久須磨の出家を、この贈
答歌の事実結びつけて考える必要もないであろう。先
刻保証したように、久須磨は一個の紳士であつた。江戸
の敵を長崎でうつようなことはなかつたし、新派悲劇の
主人公めいた役割を自己にふりあてることもなかつた。
これから二十年の後に、反賊一方の將として射殺の浮き
目を見ることも、そのすべてが彼自身や家持の予想のそ
とにあつた。強いていえば個人の意志にかかわりなく進
行する歴史の非情のみがあつたということであらうか。
ともあれ、若き日の遊び(この場合は両者の贈答歌をさす)
が一つの意味であることを、なぐて、ぞ人は思い知らされ
る。わたしたちは、文学と人生のために、『万葉集』に
おける遊びの要素を軽く見まいと思つた。

以上を要するに、家持の子供は男一、女一であつた。こ
れは大嬢腹の子供である。亡妾腹の「若子」は、男女い
ずれとも不明である。北山茂夫氏は、「(若)子は、複数で

あつたとみてよい^(注27)』といわれたが、そうだとでもその性別はもとよりわからない。さきほど、継縄・久須磨決定論のところで引いた土屋氏説中に、「家持は天平十一年にミドリ子があるが、それを三歳としても、その子なら此の頃(挽歌一首のころ)は十四位だから、もっと早い女子があつたのであらう」とあつて、大嬢腹、亡妾腹以外に子女のあることが想像されているが、これはあつたかも知れずなかつたかも知れず、徴しうる文献のかぎりでは、あつたことをいいうる積極的根拠はない。したがつて、土屋氏の文言はここには加えない。かくて、知りうる範囲において、家持の子女は、永主、藤原二郎の妻となつた永主の妹、それに亡妾腹の性別不明の一ないし二(三とまではいくまい)の子供、ということになる。本稿は亡妾腹の子の複數説をとらぬが、今は一応右のように述べておく。『続日本紀』の「永主等」という記載が、妻・妾腹の子のすべてを含めた総括記載であるかどうか。その辺のところは今一つはっきりしないが、藤原氏の各流の子弟は、かなり詳細に名前や行実の記録があり、大伴氏にそれがないのは、現実に見孫が少なかつたからであらう。「罪人家持」という事情も記載の多寡に深くかかわつていようが、それはそれとして、わたしは今は現有資料によつて事の判断を下すしかない。子供は

三ないし四人。このうち、大嬢腹の兄・妹は家持の膝元で育てられたであらうが、亡妾腹の「若子」が、母亡き後、人生のどんな行程を歩いたかは皆目わからない。北山氏のいわれるように、亡妾が家持の邸に同棲していたとすれば、そのまま佐保の邸にとめおかれたのであらうか。そうだとでもそれ以後の動静はわからず、第一、本家本元の大嬢腹の二人が、家持越中在任中、同行されたかどうかもわからない。当初は家持単身赴任であるから問題はないが、遅れて大嬢が現地に向つた際である。これは、おそらく、坂上郎女というしつかり者のおばあさんがいたから、子供たちは奈良に残されたのであらう。このように、家持の子女を家庭生活という形で再現することは、ほとんど不可能に近い。ただ、「枉疾」歌や「長逝せる弟」の歌によつて、家持がこよなくあたたかい家庭人であつたことは、誤りなく推測できる。外に向かつて弱い彼の生命力は、反作用として、心置きない身内の人間への愛を最大限に必要としたということであらうか。その点では、彼の師とも称すべき憶良の家庭愛に匹敵するが、憶良の市民性を越えて行くあのいかりや、慟哭は、家持にはない。彼は魂の孤高においては疑いもなく詩人であつたが、恩愛のきずなを通じて一層高い地平を獲得して行く詩人の、外在的行為にはまったく無縁の

人間であった。そこに憶良と家持とを分かち出目の相違（からくる相違）があるう。やがて家持は、防人の家族の痛苦に思いを致すことになるが、それまでは家族は高次の客観的意味をになうものではありえない。私記の価値を否定するものではないが、文明的行為にかかわるものとしては、私記は公記たるの性格を内包するものでなければなるまい。それが家持の課題にのぼるのは、いうところの「歌日記」の時代に入ってからである。とはいえ、家持が心あたたかき人間であったことの保証として、その子女歌を記憶にとどめておくことは、それなりに意味のあることである。かつてそれを無意味だといっただことはないし、今後もしうことはないであろう。要は、狭き単一価値観から家持を論評したくはないということにつきる。

注I 『万葉集古義』。

- 2 武田祐吉博士『万葉集全註釈』十一。
- 3 窪田空穂氏『万葉集評釈』巻第十七。
- 4 鴻巣盛広氏『万葉集全釈』第五冊。
- 5 『万葉代匠記』巻十七。
- 6 『万葉集新考』第七。
- 7 『上代国文学の研究』 8 『万葉集全釈』第五冊。
- 9 『万葉集私注』第十九巻。
- 10 『大伴家持の研究』。
- 11 諸橋轍次博士『大漢和辞典』巻五。

12 契沖は、「鞞南右大臣家の藤原二郎」（巻十九、四二一—四二二）（左注）については、豊成右大臣拜命の紀文をあげたうえで、「二郎名未詳」（『万葉代匠記』巻十九）としているが、次に掲げる家持・久須磨応報歌（巻四、七八六—七九〇）の条では、「久須磨呂押勝弟久須磨呂とも、訓儒麻呂ともかけり」（同上・巻四）といっている。

- 13 『日本古代人名辞典』第六巻。
- 14 武田祐吉博士『万葉集全註釈』五、岩波書店日本古典文学大系『万葉集』一「解説」等。
- 15 契沖『万葉代匠記』巻四。
- 16 加藤千蔭『万葉集略解』上巻。
- 17 注12所引書。
- 18 岸本由豆流『万葉集放証』第四巻。
- 19 土屋文明氏『万葉集私注』第四巻。
- 20 加茂真淵『万葉考』十三。
- 21 鹿持雅澄『万葉集古義』二。
- 22 荷田春満『万葉集童蒙抄』巻四。
- 23 折口信夫博士『口訳万葉集』。
- 24 武田博士・注7所引書。
- 25 金子元臣氏『万葉集評釈』第二冊。
- 26 岩波書店日本古典文学大系『万葉集』一頭注（訳）。
- 27 「若き日の家持像—実証的伝記の試み—」（文学1971・9、VOL39）。